

施設を管理するための

『指定管理者』を募集します

地方自治法の改正により、公の施設の管理運営を「指定管理者」が行うことができるようになりました。

指定管理者については、「法人、その他の団体」という指定にかかる要件がありますので、個人を指定管理者として指定することはできませんが、一定の団体であれば、法人格は必要ではありません。

指定管理者になるためには、申請書に必要書類を添えて市長に申請する必要があります。指定管理者の申請が複数出た場合は審査を行い、最も適当な団体を選定します。

指定管理者による管理運営を

予定している施設

- ①伊予市なかやま特産品センター
- ②伊予市なかやま木材工芸品等加工販売施設
- ③伊予市なかやまウッドクラフトセンター
- ④伊予市なかやまそば打ち体験施設

⑤伊予市なかやま木工クラフト体験施設

⑥伊予市なかやま地域資源活用工房施設

⑦伊予市なかやま穀類等乾燥調製施設

⑧伊予市なかやま優良木材活用モデル施設

⑨伊予市ふたみシーサイド公園

⑩伊予市児童館

⑪伊予市高齢者共同住居

⑫伊予市老人デイサービスセンター「もものさと」

⑬伊予市老人デイサービスセンター「じゅらく」

⑭伊予市中山老人デイサービスセンター「なかやま」

提出書類

- 施設指定管理者指定申請書(市の所定の書式)
- 法人にあつては、法人の登記簿謄本
- 非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書
- 定款、規約等の書類又はこれらに相当する書類

○申告書(市の所定の書式)

○国税、地方税の完納証明書

○管理を行う公の施設の事業計画書

○管理における収支計画書

○団体の経営状況等を説明する書類ほか

申込期間

11月1日(火)～30日(水)

問い合わせ

- ①～⑧の施設については
中山地域事務所産業建設課
(☎967-1111 内線141)へ。
- ⑨の施設については
双海地域事務所産業建設課
(☎986-11232)へ。
- ⑩～⑭の施設については
市役所福祉課(内線541)へ。
施設全般については
市役所企画情報課(内線515)へ。

※伊予市ホームページ
<http://www.city.iyo-shine.jp/>に詳細を掲載
しています。

審議会委員をご紹介します

市では附属機関として、各種の審議会を設置しています。

このたび、総合計画の策定やその推進にかかる重要な事項に関し、調査審議するための『伊予市総合計画策定審議会』と、環境の保全に関する基本的事項について調査審議する『伊予市環境審議会』が設置されました。これらの審議会の委員をご紹介します。(50音順、敬称略。◎は会長)

伊予市総合計画策定審議会

任期:平成17年8月19日～
平成19年3月31日

泉 浩二	上岡 幸子	大森 秀泰
門田 眞一	亀井 慎滋	河内 章子
島川 仁	清水壯一郎	曾根 弘輝
高石 優子	田中 裕昭	田中 浩
田中 弘	徳本 研三	◎西岡 義雄
日野 正則	水田 恒二	向井 桂
矢野 鎮男	若松 孝行	

伊予市環境審議会

任期:平成17年9月2日～
平成19年9月1日

青野 忠勝	泉 正紀	植田 好弘
◎小笠原通夫	新藤 英一	田中 弘
対尾 真也	鶴岡 勝彦	仲田 国子
西田 義晴	林 勝吉	福岡多喜男
袋田 芳光	水田 恒二	吉岡 一成